

内水ハザードマップ Q&A

< 目 次 >

- Q1. 内水ハザードマップとは何ですか？
- Q2. 内水ハザードマップと洪水ハザードマップの違いは何ですか？
- Q3. 内水ハザードマップはどのように活用すればよいですか？
- Q4. 浸水想定区域内で着色されていない(いる)区域は、浸水が発生しない(する)ということですか？
- Q5. 過去に浸水実績のあった場所が、着色されていないのは何故ですか？

◆宅地建物取引業者の皆様へ◆

Q1. 内水ハザードマップとは何ですか？

川崎市では、時間雨量52から58mmに対応した下水道の整備をしていますが、能力を超える大雨や河川の水位が高い時等に、下水道や水路等から水があふれるおそれがあります。

内水ハザードマップは、水があふれた時の避難に活用していただくため、あふれる水の範囲や深さ、備え方、防ぎ方、避難方法等の情報をまとめたものです。

本ハザードマップにおいては最大クラスの浸水を想定するため、排水先の河川や海の水位を計画上の最高水位に設定し、想定し得る最大規模の降雨（時間雨量153mm）があった場合に想定される浸水範囲や浸水深を表しています。

Q2. 内水ハザードマップと洪水ハザードマップの違いは何ですか？

内水ハザードマップは、大雨や河川の水位が高い時等に、下水道や水路等から水があふれるなどの氾濫が発生した場合に、浸水が想定される範囲と深さ等を示したマップです。

洪水ハザードマップは、大雨によって河川が増水し、堤防が決壊するなどの氾濫が発生した場合に、浸水が想定される範囲とその程度、及び地域の避難場所等を示したマップです。

内水ハザードマップと洪水ハザードマップは浸水深や浸水範囲が大きく異なりますので、あわせてご確認ください。

Q3. 内水ハザードマップはどのように活用すればよいですか？

自宅や勤務地、通学先の学校などの浸水リスクを事前に把握してもらうことで、浸水に対する備えや避難等に活用していただくものです。

Q4. 浸水想定区域内で着色されていない（いる）区域は、浸水が発生しない（する）ということですか？

雨の降り方、排水施設や土地利用の状況、浸水範囲の表示方法により、浸水想定区域内で着色されていない（いる）区域においても浸水が起こる（起こらない）可能性があります。

Q5. 過去に浸水実績のあった場所が、着色されていないのは何故ですか？

河川水の越水や逆流による浸水、道路側溝の詰まりによる浸水、半地下などの建物の状況による浸水などは表現しておらず、浸水実績と着色されている場所が異なる場合があります。

◆宅地建物取引業者の皆様へ◆

令和2年8月に施行された宅地建物取引業法施行規則の一部改正により、宅地又は建物の取引に際して、宅地建物取引業者は、「水防法施行規則第11条第1号の規定により市町村が提供する図面における当該宅地又は建物の所在地」を重要事項として説明することとなっております。

川崎市の内水ハザードマップは水防法施行規則の規定に基づく地図ではありませんが、宅地又は建物の取引の際には、取引の相手方が当該宅地又は建物の所在地の水害リスク情報を活用することができるよう、内水ハザードマップについての情報提供をお願いいたします。